

参考資料 3：策定体制

1 結城市次世代育成支援対策行動計画策定委員会設置要項

(設置目的)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第8条に規定する市町村行動計画を策定するために、結城市次世代育成支援対策行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 計画策定のための必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 市民の意見を反映させた、計画策定のための協議
- (3) 計画案の作成に関すること。
- (4) その他、目的達成のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30名以内で組織し、次の各号に掲げる者の中から、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表
- (3) 公募による一般市民
- (4) 関係行政機関代表

(任期)

第4条 委員は、計画に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残存期間となる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数を超える場合に決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ、ワーキングチームに意見を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要項は、平成15年12月1日から施行する。

2 結城市次世代育成支援対策行動計画策定委員名簿

| 番号 | 区 分 | 団 体 名 | 氏 名 |
|----|--------|-----------------|---------|
| 1 | 学識経験者 | 結城市議会教育福祉委員会 | 孝 井 恒 一 |
| 2 | | 結城市医師会 | 杉 山 茂 |
| 3 | | 結城市歯科医師会 | 戒 田 敏 之 |
| 4 | | 茨城県建築士会結城支部 | 大 島 茂 男 |
| 5 | | 結城市自治協力員連合会 | 丸 山 順 光 |
| 6 | | 結城市民生委員児童委員協議会 | 篠 塚 博 |
| 7 | | 結城警察署 | 上 田 富 雄 |
| 8 | | 下館児童相談所 | 川 島 和 子 |
| 9 | | 下館保健所 | 阿 部 とし子 |
| 10 | | 結城商工会議所 | 郡 司 和 彦 |
| 11 | | (社)結城市社会福祉協議会 | 藤 田 和 子 |
| 12 | | 結城市小中学校長会 | 須 藤 義 明 |
| 13 | | 青少年育成市民会議 | 田 邊 章 |
| 14 | | 結城市老人クラブ連合会 | 柴 山 幸 一 |
| 15 | | ゆうき女性会議 | 稲 葉 里 子 |
| 16 | 関係団体代表 | 結城市PTA連絡協議会 | 醍 醐 清 美 |
| 17 | | 結城市保育連絡協議会 | 宮 田 サキ子 |
| 18 | | 結城市子ども会育成連合会 | 北 條 勇 |
| 19 | | 結城市母子福祉会 | 池 田 光 代 |
| 20 | | 玉岡幼稚園 | 古 江 勝 代 |
| 21 | | 結城市身体障害者福祉団体連合会 | 館 野 一 雄 |
| 22 | | 結城市心身障害児(者)父母の会 | 小 泉 桂 子 |
| 23 | | 結城市学童保育連絡協議会 | 小 幡 幸 子 |
| 24 | | 子育てサークル | 勅使河原 美紀 |
| 25 | 公募 | 一般公募 | 田 村 桂 子 |
| 26 | | 一般公募 | 矢 吹 利 江 |
| 27 | | 一般公募 | 黒 川 せつ子 |
| 28 | 行政機関 | 都市建設部長 | 岩 田 満 |
| 29 | | 教育次長 | 海老澤 重 郎 |

3 結城市次世代育成支援対策行動計画策定ワーキングチーム設置要項

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条の規定に基づき市町村行動計画を策定するため、結城市次世代育成支援対策行動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の下部組織として、結城市次世代育成支援対策行動計画策定ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 ワーキングチームは、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 次世代育成支援対策のための必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 次世代育成支援施策の課題
- (3) その他次世代育成支援について必要と認められる事項

(組織)

第3条 ワーキングチームは、関係各課（各室、センター等を含む。以下「各課」という。）と協議のうえ、各課の長が指名した課内の職員をもって充て、各課長は、その者の職氏名をワーキングチームメンバー報告書（別記様式）により社会福祉課長に報告しなければならない。

(会議)

第4条 ワーキングチームは、社会福祉課長が招集し、社会福祉課長は、会議の議長となる。

(関係職員の出席)

第5条 社会福祉課長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 社会福祉課長は、ワーキングチームの検討の経過並びに結果について、委員会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 ワーキングチームの庶務は、社会福祉課においておこなう。

付 則

この要項は、平成15年12月1日から施行する。

4 結城市次世代育成支援対策行動計画策定ワーキングチームメンバー表

| 番号 | 課名 | 役職 | 氏名 |
|----|--------|--------|-------------|
| 1 | 秘書課 | 主任 | 生井秀世 |
| 2 | 人事課 | 課長補佐 | 柴山孝一 |
| 3 | 企画政策課 | 係長 | 西村規利(H15) |
| 4 | | 係長 | 河添敏明 |
| 5 | 女性政策室 | 主事 | 相澤智子(H15) |
| 6 | | 主幹 | 瀧澤明行 |
| 7 | 財政課 | 主任 | 牛久恵智子 |
| 8 | 生活環境課 | 係長 | 鈴木昭一(H15) |
| 9 | | 主任 | 栗原三千代 |
| 10 | 防災交通課 | 主事 | 篠崎真裕美 |
| 11 | 介護福祉課 | 係長 | 渡辺高夫 |
| 12 | 保険年金課 | 係長 | 村山恭 |
| 13 | 保健センター | 主任 | 内田佳恵 |
| 14 | 商工観光課 | 主事 | 吉村幸子 |
| 15 | 都市計画課 | 主事 | 山田康典 |
| 16 | 区画整理課 | 主幹 | 宮田勝利(H15) |
| 17 | | 主幹 | 瀬戸井正 |
| 18 | 土木課 | 係長 | 金崎成伸 |
| 19 | 建築課 | 係長 | 藤沼康夫(H15) |
| 20 | 学校教育課 | 幼稚園教頭 | 岡本葉子 |
| 21 | 指導課 | 指導主事 | 渡辺久(H15) |
| 22 | | 指導主事 | 大場実 |
| 23 | 生涯学習課 | 係長 | 久保野谷一成(H15) |
| 24 | | 係長 | 叶谷正 |
| 25 | 図書館 | 副館長 | 桐生学 |
| 26 | 社会体育課 | 係長 | 田中真一 |
| 27 | 総務課 | 係長 | 生沼八重子(H15) |
| 28 | | 主事 | 森田雅子 |
| 29 | 市民課 | 課長補佐 | 服部敏雄 |
| 30 | 農政課 | 主幹 | 仁見剛 |
| 31 | 下水道業務課 | 主任 | 鈴木広子(H15) |
| 32 | | 主任 | 小谷野節子 |
| 33 | 社会福祉課 | 係長 | 舘野昭弘(H15) |
| 34 | | 城西保育所 | 杉山和江 |
| 35 | | 上山川保育所 | 鈴木幸恵 |
| 36 | | 山川保育所 | 圓岡敏子 |

事務局 社会福祉課

結城市次世代育成支援行動計画
～ともに育て ともに育ち ともに喜ぶ 地域づくり～

発行：平成17年3月

発行者：茨城県結城市

編集：結城市保健福祉部社会福祉課

〒307-8501 結城市大字結城 1447

TEL：0296-32-1111

FAX：0296-33-6628

E-mail：hukusi@city.yuki.ibaraki.jp
